

島教特第79号
令和4年4月6日

教職課程を置く

各国公立大学長
各指定教員養成機関の長 様

島根県教育庁
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための令和4年度における
教育実習及び介護等体験への対応について（通知）

このことについて、文部科学省から、令和4年3月25日付け3文科教第1398号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」以下「文部科学省通知」という。）において、令和4年度における教育実習に関して、教育実習の科目の取扱いに係る特例（教育実習以外の科目の単位により代替など）の延長や教育実習及び介護等体験を実施する場合の留意事項が示されました。

これを受けて、下記のとおり、令和4年度の島根県立特別支援学校における教育実習及び介護体験への対応について決めましたので、該当する学生へのご指導並びに対応等よろしくをお願いします。

記

1 対象校

令和4年度に教育実習生及び介護等体験の受け入れを予定している島根県立特別支援学校

2 教育実習の実施対応

(1) 実施について

日程の変更及び期間の短縮、又は教育実習の取りやめ等は、受入校と連絡をとり、十分検討ください。

実習の1ヶ月前程度の段階で感染拡大している場合は、受入校から連絡しますので、さらに延期が可能か受入校と検討し、可能であれば延期してください（3回生など）。可能でない場合は学生と早急に連絡を取り、今後の対応を検討してください。

(2) 県外大学生への対応

以下のことに留意してください。

①実習開始予定の1ヵ月前に、学生から、受入校へ受入の可否について確認するよう指導してください。

大学の所在地の感染状況や受入校の受入体制、学校医等の意見を考慮した上、次のような対応をとる場合があります。

- ・実習開始2週間前までに、島根県内の自宅に帰省することを要請
- ・実習の延期を要請

②移動に関しては、万全の感染予防対策を講じてください。

③医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患のある児童生徒が在籍する学校では、教育実習をお断りすることがあります。

3. 大学及び関係機関へお願いしたいこと

教育実習の実施に当たり、大学及び関係機関で実習期間、期日並びに実施方法等を変更した、もしくは変更を検討していることがあれば、早急に実習受入校へ連絡をお願いします。

また、学生を教育実習に派遣する際には、文部科学省通知の「4 留意事項」とあわせて、以下のことについて学生に指導をお願いいたします。

- ① 実習開始2週間前から、3つの密を徹底的に避けるなど、「新しい生活様式」を取り入れた生活をすること
- ② 実習開始2週間前は、毎日、健康観察を行うこと。(※1 健康観察シートは島根県教育委員会特別支援教育課HPに掲載)
- ③ 県外大学の学生については、実習開始1ヵ月前に受入校へ受入の可否について確認すること。上記2(2)を参照すること。
- ④ 実習開始2週間前の学生の健康状態を大学は確認すること。(実習開始前日に健康状態の報告をするよう学生に指導してください。報告を受けた後、大学は実施の可否を判断し、その結果を実習受入校へ連絡してください。)
- ⑤ 実習終了後2週間に学生の健康状態に変化があった場合、大学は実習受入校に速やかに連絡すること。

4 介護等体験について

文部科学省通知及び上記2、3を踏まえて適切に対応をお願いします。

5 その他

受け入れを承諾していた学校での実習が困難となった場合には、受入校より連絡しますことを申し添えておきます。

この場合、島根県教育庁特別支援教育課(0852-22-5988)へ連絡し、受入の代替について相談してください。

【参考】島根県教育庁特別支援教育課 HP掲載

特別支援教育>施策・取組>教育実習及び介護等体験について

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/tokubetsu/sesaku/>

※1 健康観察シート

担当	島根県教育庁特別支援教育課 指導スタッフ 三代・原
TEL	0852-22-5988